|  |
| --- |
| 東 部 高 等 産 業 技 術 学 校  賛 助 会 員 企 業 の 募 集 について |

山口県立東部高等産業技術学校では、賛助会員企業を募集しています。

１　趣旨

　　山口県立東部高等産業技術学校（東部校）は、昭和５０年に周南市に開設され、約４０年にわたり、「地域産業界への人材育成の拠点」として、企業ニーズに即応した、より実践的な能力を持つスペシャリストを養成するために、様々な職業訓練を実施してきました。

この度、地域のものづくり産業を支える人材のさらなる育成を図るため、

東部校と地域の企業とが、連携協力した事業を実施し、職業訓練の充実や地域産業の振興に資することを目的として、「東部高等産業技術学校賛助会」を設置しました。

　　賛助会の趣旨に、ご賛同いただける会員企業を募集しています。

２　事業内容

|  |
| --- |
| 東部校に対する支援  ・訓練生のインターンシップ  の受入れ  ・訓練生の就職受入れ  ・訓練生へ求人情報の提供など |

|  |
| --- |
| 会員企業に対する支援  ・企業説明会の開催  ・情報の提供等（学校だより求職者情報等）など |

３　会員

　　賛助会の趣旨に賛同して入会をされた団体、機関、企業等（以下「団体等」

という。）であり、別紙加入申込書に必要事項を御記入のうえ、郵送でお申込みください。会費は、無料です。

なお、加入申込書は、山口県立東部高等産業技術学校ホームページからも

ダウンロードできます（<http://yamaguｃhi-kunren.jp.east/>）。

４　申込先

　　山口県立東部高等産業技術学校（〒745-0827 周南市瀬戸見町15番1号

ＴＥＬ：0834-28-2233、ＦＡＸ：0834-28-4617）

東部高等産業技術学校賛助会会則

（名称）

第１条　本会は、東部高等産業技術学校賛助会（以下「賛助会」という。）

と称する。

（目的）

第２条　本会は、東部高等産業技術学校（以下「産技校」という。）と企業が

連携・協力して地域産業の振興と産技校の訓練の充実を図ることを目的と

する。

（事務局）

第３条　本会の事務の処理を行うため、事務局を産技校内に置く。

（事業）

第４条　本会は、第２条の目的を達するために、次の事業を行う。

（１）産技校の会員企業に対する支援事業

（２）会員企業の産技校に対する支援事業

（３）その他、本会の目的を達成するために必要な事業

（会員）

第５条　本会の趣旨に賛同して入会をした団体、機関及び企業等（以下「団体等」という。）をもって構成する。

（入会・退会）

第６条　会員として入会を希望する場合は、所定の入会申込書を提出し、その承認を受け、また、退会する場合は、所定の退会届を提出し、いつでも退会することができる。

（会費）

第７条　会費は無料とする。

（総会）

第８条　第４条の事業を推進するため、本会に総会を置く。

２　総会は、次の役員をもって構成する。

（１）会長　　　１名

（２）副会長　　１名

（３）理事　　　１名

３　役員の選任と任期は、次のとおりとする。

1. 会長、副会長及び理事は、総会において選出する。なお、理事には、

産技校長が就く。

（２）役員の任期は２年とし、再任を妨げない、ただし、役員が途中で欠け

た時又は交代したときの任期は、前任者の残存期間とする。

４　役員の職務は、次のとおりとする。

1. 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
2. 会長は、理事の交代又は追加の必要があるときは、会員の中から総会

の承認を得て選任することができる。

1. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けた時は、その

職務を代行する。

（４）理事は、会長、副会長を補佐し、本会の目的達成のため、企画運営に当たる。

（招集）

第９条　総会は、会長が招集し、議長となる。

２　総会の議事は、出席会員の過半数をもって決する。なお、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（運営上の事項）

第10条　この会則で定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

　　　附　則

１　この会則は、平成27年２月４日から施行する。